

## さくら市農業委員会総会議事録（平成29年11月定例総会）

1. 開催日時 平成29年11月24日（金）午後2時00分から午後4時20分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（18人）

会長	9番	中山 隆
会長職務代理者	15番	齋藤 敏一
委員	1番	千野根友治
	2番	齋藤 克之
	3番	関 誠
	5番	七久保 勉
	6番	石原 功江
	7番	小林 義和
	8番	吉成 重男
	10番	小菅 和彦
	11番	見目 桂一
	12番	大塚 明美
	13番	小池 利一
	14番	石田多美子
	16番	古澤 一郎
	18番	小林 功
	19番	舟本 幸美
	20番	小川 雅之

4. 欠席委員（1人）

17番 小室 規雄

## 5. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 1号 非農地証明願について  
議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出について  
議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 5号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について  
議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 7号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 8号 さくら市農業者年金加入推進員設置要綱の制定について  
報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について  
報告第 3号 行政手続法第36条の3に基づく行政処分の申し出について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	鈴木 秀幸
係長	和氣 貴子
主査	柴山 雅子
主事	八板 理

## 7. 会議

事務局	鈴木	定刻になりました。出席委員18名、欠席委員は、17番小室規雄委員の1名であり、定足数に達しており総会は成立いたします。まず、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	中山	こんにちは。朝夕寒くなり、作物の管理は大変な季節になりました。ハウス関係は十分な寒さ管理していかなければなりません。よろしく願いいたします。また、今月13・14日新潟県燕市への視察研修には大変ごくろうさまでした。新潟県燕市は、平地なため集積率が70.8%と高く、遊休農地はやはり平地で、山間地はなく3.2haと遊休農地状況の研修をしてまいりました。さくら市においては中山間地がありますので、対応は大変だと思えますが、農地利用最適化推進委員と細目に会議を開催し、集積率・遊休農地対策していかなければなりません。今月も定例総会案件がたくさんありますので慎重審議をお願いします。 ただいまからさくら市農業委員会11月定例総会を開催いた

		<p>します。</p>
事務局	鈴木	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、「会長が議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは、会議に先立ちまして本日午前10時より書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
2番	齋藤	<p>本日午前10時より1名欠席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としましては議案第4号1件、議案第6号4件、の合計5件であります。詳細につきましては、後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	中山	<p>次に第2調査会委員長の報告を求めます。</p>
18番	小林	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が2件、議案第3号が2件、議案第4号が1件、議案第5号が1件、議案第6号が9件の合計15件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	中山	<p>次に第3調査会委員長の報告を求めます。</p>
13番	小池	<p>本日は午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第3号が1件、議案第6号が1件の合計2件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	中山	<p>次に第4調査会委員長の報告を求めます。</p>
14番	石田	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第4号が1件、議案第6号が2件の合計3件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議長	中山	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。</p> <p>13番の小池利一委員、14番石田多美子委員を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第1号番号1番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
3番	関	<p>案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>ただいまの内容については事務局の説明とおりです。午前中、申請場所を確認しましたが問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号番号1番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号1番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第1号番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第1号番号2番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、非農地証明交付要領の「その土地が森林の様相を呈しているなど農地への復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付す</p>

		<p>ることは問題ないと考えます。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
18番	小林	<p>案内図1-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>ただいまの事務局の説明どおりです。午前中現地調査をしましたが問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号番号2番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号2番は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>議案第2号番号1番について朗読して説明する。</p> <p>この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出をお諮りします。</p>
議長	中山	<p>あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より指名願います。</p>
13番	小池	<p>1番千野根友治委員、5番七久保勉委員を指名いたします。</p>
議長	中山	<p>それでは議案第2号番号1番のあっせん委員は、1番千野根友治委員、5番七久保勉委員を指名します。</p> <p>続きまして、議案第2号番号2番について事務局の説明を求め</p>

		ます。
事務局	和氣	議案第2号番号2番を朗読して説明する。 この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡の申請がありました。同じく2名のあっせん委員の選出をお諮りします。
議長	中山	あっせん委員の選出ですので、第3調査会委員長より指名願います。
13番	小池	1番千野根友治委員、5番七久保勉委員を指名いたします。
議長	中山	それでは議案第2号番号2番のあっせん委員は、1番千野根友治委員、5番七久保勉委員を指名します。 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1番、事務局の説明を求めます。
事務局	八板	議案第3号番号1番について朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 本案件は、〇〇〇〇氏が、農業者年金のうち経営移譲年金を受給するために行った当初の経営移譲から10年が経過し、期間満了により農地の返還を受けるため、当該譲受後継者に使用収益権を再設定するものです。再設定することにより、後継者から農地を返還されても農業を再開しない限り経営移譲年金は支給停止にならず、当該農地の転用・処分の相手方の制約がなくなります。
議長	中山	担当委員の説明願います。
3番	関	賃貸人と借借人は、親子関係です。内容はただいまの事務局の説明どおりで、農業者年金を受給するために再設定するもので、何ら問題はないと思います。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】

議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号番号1番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	八板	<p>議案第3号番号2番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
3番	関	<p>譲渡人と譲受人は近所の関係で、譲受人は専業農家で水稻専門に経営しております。経営拡大として、申請地は自宅に近いため一体的に経営効率化が図れます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号番号2番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手です。議案第3号番号2番は承認されました。 続きまして、議案第3号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	八板	<p>議案第3号番号3番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農地所有適格法人要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断しま</p>

		す。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
5 番	七久保	譲受人は、大規模経営に取り組んでおり、何ら問題ありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 3 号番号 3 番について承認される方、挙手を願います。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 3 号番号 3 番は原案どおり承認されました。 次に、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」番号 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 4 号番号 1 番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農振農用地区域内にある農地ですので、農振農用地と判断しますが、不許可の例外「農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合（農地法第 4 条第 6 項但し書き）」に該当し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
1 1 番	見目	案内図 4-1 をご覧下さい。（申請の場所を説明する。） 転用行為の必要性ですが、申請人は、兼業農家で生計をたてております。息子もアパートに妻と 2 人の子供と暮らしておりますが、子供の成長に伴い持ち家が必要となり計画をしましたが、適当な土地が見つからないため、申請人の家の隣接に建築を承諾しました。しかし、建築スペースが狭いため、現在利用している農業倉庫及び乾燥施設の一部を取り壊さなくてはなくなりました。

		<p>現在利用している乾燥施設は、周囲が住宅地となっていており、騒音やほこりに対して気を遣いながら農作業を行ってきたため、移築するのにいい機会だと考えた次第です。土地の選定理由は、申請地は、農道から進入がスムーズに行え、平坦地であること、造成費も抑制できること、自宅からも近い、そして何より付近に迷惑がかからない為と考えました。この申請地の隣接者には農業倉庫及び乾燥施設建設に対する同意を得ております。土地利用計画は、農業用倉庫兼乾燥施設1棟を建築し、駐車場及び糶殻置き場を設置します。水道・排水は設けません。雨水は、敷地内を砂利敷きし、自然浸透します。資金計画につきましては、総事業費500万円を自己資金にて賄います。金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、周囲には農地が存在せず、三方が道路であるため、被害防除対策の必要はありません。以上のような状況でございます。よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第4号番号1番について承認する方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号1番については原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号番号2番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、区画整理地内ですので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
18番	小林	<p>案内図4-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請地は、上阿久津台地土地区画整理事業地内であり、まだ需</p>

		<p>要のある共同住宅への入居希望者に対応するためアパート経営を計画するものです。土地選定理由は、国道4号線にも近く交通の便もよく、周りも家やアパートが建っており、上下水道完備、日当たりも良く建設するには最適な場所と判断しました。土地利用計画は、木造2階建て共同住宅6世帯を計画しております。駐車場は8台の予定です。資金計画は、総事業費6,800万円を銀行融資で賄うこととし、金融機関の融資証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、雨水は雨水浸透枳により宅地内処理します。アパート敷地はL型擁壁、コンクリートブロック3段積、土留擁壁、地先ブロック等で囲み、雨水・土砂等流さないようにします。日照、通風等に被害を及ぼすことはないものと思います。本日現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第4号番号2番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号2番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第4号番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号番号3番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
14番	石田	<p>案内図4-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p>

		<p>本申請は、〇〇〇〇氏が自己所有地を菌床しいたけ栽培施設拡張用地として転用する案件でございます。申請者は、菌床しいたけの簡易空調栽培施設による菌床しいたけの栽培を営む認定農業者であります。計画によりますと、建築面積181.44㎡のパイプハウス1棟と建築面積194.4㎡のパイプハウス1棟を建築するものです。取水・排水はありません。雨水は、敷地内自然浸透する計画です。なお、申請人は農地法を理解しないまま、許可を得ず転用をしてしまい、始末書が添付されております。以上のような状況でございます。よろしくご審議お願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第4号番号3番について承認される方、挙手を願います</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号3番は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の取消について」を議題に供します。番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第5号番号1番について朗読して説明する。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明願います。</p>
6番	石原	<p>案内図5-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) ただいま事務局の説明どおりです。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声あり】</b></p>

議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号1番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号1番は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第6号番号1番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、土地改良事業の施行に係る区域内にある農地ですので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「周辺の地域に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれており、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
15番	齋藤	<p>案内図6-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性ですが、従業員5人で鉄工所を経営しており、駐車スペースが不足しており、製品や資材の搬出・搬入時、大型トラックの出入り時、交通の妨げているため、従業員駐車場として利用する次第です。土地の選定理由は、当該地は、自己所有地の隣接地に位置し駐車場として適当地でもあるためです。土地利用計画は、敷地面積489㎡で敷地造成は境界線より1mセットバックし、30cm程盛土敷砂利し、雨水浸透します。従業員駐車スペース5台分を確保します。取水・排水はありません。資金計画は、総事業費250万円で、自己資金で賄います。</p> <p>周辺農地への被害防除対策は、東側道路、西側、南側畑、北側自己所有地で周辺農地への影響はないと思われれます。また、申請地の西側の一部ですが、農地法を理解しないまま、許可を得ずして転用をしてしまいましたので、始末書が添付されております。</p> <p>本日の調査会におきまして申請の内容を確認し現地調査を行いました問題ないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号番号1番について承認される方、挙手願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第6号番号2番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理地内ですので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
11番	見目	<p>案内図6-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 本申請は、〇〇〇〇株式会社が売買により、建売分譲住宅敷地として転用する案件であります。〇〇〇〇株式会社は、〇〇〇市に本社を置き、不動産建築業を主に事業とする法人であります。申請地は、周辺に住宅が多く建ち並び、住宅地に適してお今回4区画の事業規模の協力が得られたため計画に至りました。土地の選定理由は、区画整理地内で、JR氏家駅から1.5Km、国道293号から0.4Kmであり、近隣には大型店舗があり、建売住宅需要が見込めるため選定しました。土地利用計画は、建売住宅4区画、駐車場は、各区画に2台とします。外周は化粧ブロック積で土留めし、被害を及ぼさないよう致します。給水・生活雑排水及びし尿処理については、公共上水道・下水道に接続します。雨水は市道側溝に放流します。資金計画につきましては、総事業費7,691万円全額自己資金で賄います。周辺農地への被害防除策は、日照・通風には支障ありません。本日現地調査を行いました問題ないと判断しております。以上のような状況ですので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号2番について承認される方、挙手を願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号2番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第6号番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第6号番号3番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の広がりが約0.5haで農業公共投資の対象となっていない土地ですので第2種農地と判断し、住宅で集落に接続して設置されるものですので、代替性の確認は不要であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
11番	見目	<p>案内図6-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請地は、周辺が住宅や賃貸アパート等に隣接しており、住環境も優れており、3棟分譲に適した土地です。土地選定理由は、申請地は、隣接地との高低差も少なく、周辺への影響もないものと思われ選定しました。土地利用計画は、建物住宅3棟、宅地それぞれに車2台分の駐車場を確保します。給水・排水は、市上下水道に接続します。北側の農地33㎡は、耕作する予定です。資金計画は、総事業費4,950万円を全額自己資金で賄います。金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、東側宅地・西側畑・宅地、南側道路、北側畑で、隣接土地との高低差が少ないので土砂流出は軽微と思われませんが、転用に際しては十分注意します。以上のような状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第6号番号3番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号3番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第6号番号4番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、申請地の東側道路（幅員4m）に水管及び下水管が埋設され、〇〇〇小学校から約240m、〇〇〇〇歯科医院から約190mであることから、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
19番	舟本	<p>案内図6-4をご覧ください。（申請の場所を説明する。）</p> <p>申請地は、東側道路、西側・南側宅地及び道路、北側宅地に囲まれた土地です。本申請は、有限会社〇〇〇〇が、売買により建売住宅として転用する案件です。土地の選定理由は、申請地は、住宅地の中にあり、学校、公共施設にも近距離に位置し、生活環境面でも条件は極めて良好なため選定しました。申請地の面積は、392㎡ですが、隣接地宅地の一部を加え、全体面積679.28㎡に2棟建築します。給水・排水は公共上下水道に接続します。資金計画は、総事業費2,500万円は、全額融資で賄います。周辺農地への被害防除対策は、建売住宅であるため特に被害防除対策の必要性はないと思われませんが、転用に際しましては十分注意いたします。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>

		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第6号番号4番について承認される方、挙手を願います。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第6号番号4番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号番号5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第6号番号5番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理地内ですので、第3種農地と判断しますが、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
10番	小菅	案内図6-5をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 転用行為の必要性と土地の選定理由は、当該地に隣接が約22年前に建築しましたが、石堀の傘を越境し、工事してしまいその部分を分筆登記し今回申請する次第です。土地利用計画は、事業面積490.41㎡境界として石堀(H=1.65m)を設置します。資金計画につきましては、新たに費用は発生しませんが、始末書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、敷地は、幅員0.02m、延長16.89m、面積0.33㎡のため雨水、土砂等の流出の恐れありません。本日調査したところ問題ないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第6号番号5番について承認される方、挙手を願います。

		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号5番は、原案どおり承認されました。</p> <p>暫時休憩します。(15時00分から15時10分)</p>
議長	中山	<p>再会します。議案第6号番号6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第6号番号6番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農振農用地区域内にある農地ですので農振農用地と判断しますが、不許可の例外「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合（農地法第4条第6項但し書き）」に該当し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
10番	小菅	<p>案内図6-6をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性と土地の選定理由は、申請人は、農業経営を拡大しており、担い手不足から、耕作依頼が増え、効率的に耕作を行うため、農業用機械、農業用資材等を置くための農業用敷地が必要であるためです。土地の選定経過は、農業用機械の維持、管理面において、自宅敷地に隣接していることが必要であるため、申請地が適地と判断しました。周辺農地への被害防除対策は、申請地に接する他の農地は無く、周辺への被害発生はありません。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号6番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>

議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号6番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号番号7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第6号番号7番を朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農振農用地区域内にある農地ですので農振農用地と判断しますが、不許可の例外「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合（農地法第4条第6項但し書き）」に該当し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明願います。</p>
10番	小菅	<p>案内図6-7については、前の案件の近くです。</p> <p>転用の必要性は、多数の耕作依頼を受けており、カントリーエレベーターに持ち込むのに時間もかかるため、自作農地の一部を造成し、穀物用乾燥倉庫を新築するものです。土地選定理由は、申請地は、自宅の近くに位置し、作業及び盗難等の維持管理しやすいため選定しました。土地利用計画は、周囲はL型コンクリート立上げ、鉄骨造平屋を建てます。給水・排水は必要ありません。雨水は、浸透式舗装です。資金計画は、総事業費4,500万円を全額金融機関から借り入れで賄うこととし、金融機関の融資証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、水路・道路・自作地で影響はありません。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号7番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手です。議案第6号番号7番は原案どおり承認されました。</p>

		<p>続きまして、議案第6号番号8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第6号8番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、土地改良事業の施行に係る区域内にある農地ですので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれており、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
10番	小菅	<p>案内図6-8をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>譲受人と譲渡人は親子であり、譲受人は、現在アパートに住んでおり、子どもの成長に伴い、現在の住居が手狭になったため一戸建て住宅を建築する計画を致しました。土地の選定理由、申請地は、実家が所有する土地と今回申請地の実家の農用地しかありません。また、近隣には学校及び大型商業施設があり住環境にも優れており、通勤・通学・生活等に大変便利で選定しました。土地利用計画は、一般住宅と2台格納できる車庫を配置する計画です。給水・排水は、上水道、公共下水道へ接続します。雨水は、敷地内自然浸透、資金計画は、総事業費4,011万円のうち、51万円を自己資金、3,960万円を融資にて賄うこととして、金融機関の残高証明書並びに融資証明書も添付されております。周辺農地への被害防除対策は、西側道路及び宅地、東側・南側自作の田・宅地、北側は田、農地との境にはコンクリート土留めを設置し土砂等の流を防ぎます。日照・通風等の影響は軽微と思われませんが、転用に際しては十分注意します。以上の状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号8番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>

議長	中山	<p>全員挙手です。議案第6号番号8番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号番号9番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第6号番号9番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の広がり0.9haで、用途地域に近接し、その他住宅等市街化が見込まれる区域内にある農地ですので、第2種農地と判断し、住宅で集落に接続して設置されるものですので、代替性の確認は不要であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
10番	小菅	<p>案内図6-9をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>この申請は、〇〇〇〇株式会社が売買により、建売分譲住宅敷地として転用する案件でございます。申請者〇〇〇〇株式会社は、〇〇〇〇市に本社を置き、不動産建築業を主な事業とする法人であります。今回計画している当地は周辺に住宅が立ち並び、適した土地として、6区画の事業規模の協力が得られたので計画の実行に至りました。土地の選定理由は、申請地周辺が、全て宅地化されており、JR氏家駅から1.3Km、国号4号線から0.3Kmで、大型店舗があり、建売住宅需要が見込めるため選定しました。土地利用計画、6区画の建売住宅を計画しました。駐車場は各区画に2台とします。外周には化粧ブロック積にて土留めし、近隣地に被害を及ぼさないようにします。取水は、公共上水道、排水は公共下水道へ接続する計画となっております。雨水は市道側溝に直接流入とします。また、本申請の一部を分筆し野菜の作付けを行います。資金計画は、総事業費10,930万円で、全額自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への被害防止対策は、土砂及び雨水が周辺農地に流出しないように、外周は化粧ブロック積工事をを行い、隣接農地への、日照・通風等の影響はありません。以上のような状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>

		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号番号9番について承認される方、挙手を願います。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	全員挙手です。議案第6号番号9番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号番号10番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第6号番号10番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、おおむね10ha以上の規模の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれており、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
3番	関	案内図6-10をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請人は、使用貸借し、住宅を建築する案件です。土地の選定理由は、親を扶助するのに最適地で、父の所有地を借り受けることができることとなったため今回の申請に至りました。土地利用計画は、住宅1棟、駐車場1台分確保、給水は井戸、排水は合併浄化槽処理後、敷地北側の氏家土地改良区管理の暗渠排水路に放流します。氏家土地改良区施設使用承認済です。資金計画は、総事業費850万円のうち、549万円を自己資金、301万円を融資にて賄うこととしており、金融機関の残高証明書並びに融資証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、全面平坦地で、申請地と周囲の土地に高低差はないため、土砂の流出・崩壊はありません。本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。

		【異議なしの声あり】
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号10番について承認される方、挙手を願います。</p>
		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号10番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号番号11番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第6号番号11番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれており、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	担当委員の説明を願います。
3番	関	<p>案内図6-11であります。前の案件の近くになります。</p> <p>転用行為の必要性は、申請者は、〇〇〇市のアパートに妻と子どもと暮らしており、また、出産を控え子供の成長に伴い持ち家が必要となりました。土地の選定理由は、親の扶助が出来、子育て環境に恵まれた土地であり、祖父から土地を借りられることになりました。土地利用計画は、住宅1棟、給水は井戸、排水は合併浄化槽処理後、氏家土地改良区施設に放流します。氏家土地改良区施設使用承認済です。雨水は、敷地内自然浸透処理。資金計画は、総事業費1,790万円を全額祖父母から借り入れします。融資証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、東・南側にL型擁壁を設置し、土砂の流出を防止します。また、西側宅地、北側畦畔であるため、この転用による周囲の農地への被害はありません。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第6号番号11番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号11番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号番号12番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第6号番号12番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理地内ですので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。また、所有者が社会医療法人〇〇〇である経緯ですが昭和60年に職員宿舎及び駐車場で農地転用許可を取っております。その後所有権移転のみ行ったようですが、転用の確認は取れず、農地のまま区画整理事業区域への組み込まれたものと考えられます。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
18番	小林	<p>申請案件は、上阿久津台地土地区画整理事業地内です。申請者は、〇〇〇〇株式会社が売買により、建売分譲敷敷地としての転用する案件です。〇〇〇〇株式会社は、〇〇〇市に本社を置き、不動産建築業を主に事業とする法人であります。今回、土地所有者より宅地造成事業の協力が得られたため計画にいたしました。土地の選定理由は、区画整理事業地内の土地であり、住宅地として最適であり、建売住宅需要が確実に見込める立地のため選定しました。土地利用計画は、4区画の建売住宅、駐車場は各区画2台を確保します。造成計画は、各区画に化粧ブロックを設置し、隣接地への雨水の流出を防ぎます。造成高は切土を行い道路に合わせます。給排水は、公共上下水道へ接続します。雨水排水は、防災調整池が整備済ですので道路側溝に直接放流します。資金計画は、総事業費7,880万円、全額自己資金で賄います。周辺</p>

		農地への被害防除対策は、北側と南側は道路、東側と西側は宅地となっています。外周部には化粧ブロック積を設置し、周辺への雨水の流出を防ぎます。一般住宅ですので、南側への日照・通風等の影響はないと思われます。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号番号12番について承認される方、挙手を願ひます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第6号番号12番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号番号13番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第6号番号13番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理地内ですので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	中山	担当委員の説明を願ひます。
18番	小林	申請案件は、上阿久津台地土地区画整理事業地内です。申請人は、〇〇〇市内の賃貸住宅で妻と子と暮らしておりますが、子どもの成長に伴い持ち家が必要となりました。申請地は、公共施設、商業施設に近接し、インフラが整備されているなど、住環境に恵まれた土地であると考え選定しました。土地利用計画は、住宅1棟を建築し、駐車場2台分を確保します。給排水は、公共上下水道へ接続します。雨水は、敷地内にて浸透処理させます。資金計画は、総事業費4,280万円を全額金融機関からの借入で、金融機関の融資証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、申請地の北側は道路で、東・西・南側は同じ分譲地内の平坦地です。この転用により土砂流出の恐れはなく、周囲へ被

		害を及ぼすことはありません。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第6号番号13番について承認される方、挙手を願います。  【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第6号番号13番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号番号14番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第6号番号14番を朗読して説明する。 なお、農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれており、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
1番	千野根	案内図6-14をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 転用行為の必要性と土地選定理由は、親と一緒に農業をされており、申請者の妻が妊娠しており、今後子育てに適した居住環境を考え、祖母所有の土地を提供してもらえ、また隣接地所有地の一部も譲っていただけることになり今回の申請に至りました。土地利用計画は、住宅1棟を建築します。取水は、公共上水道に接続し、生活雑排水は合併浄化槽処理後、宅地内に浸透処理させます。半径30m以内に地下水利用者はございません。雨水は敷地内浸透させます。資金計画は、総事業費2,630万円のうち30万円を自己資金、2,600万円を融資で賄いこととしており、金融機関の融資証明書並びに領収書が添付されております。周辺農

		<p>地への被害防除対策は、雑排水は合併浄化槽を利用しますので、農業用排水施設には影響はありません。申請地は平坦地であり、土砂流出はございません。転用の際には十分注意しておこないます。以上の状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第6号番14番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号14番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号番号15番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第6号番号15番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域にある農地ですので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
14番	石田	<p>案内図6-15をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請地は、周囲を畑及び菌床シイタケ栽培施設に囲まれた土地であります。本申請は、塩野谷農業協同組合が、県の補助事業である「平成29年度農林・林業再生基盤づくり交付金事業」を活用して菌床シイタケの簡易空調栽培施設を建設し、申請地の所有者であり、菌床シイタケの栽培を営む農業者である〇〇〇〇氏へのリースをするものです。申請地は、平成12年及び平成17年に同事業により建設された菌床しいたけの空調栽培施設があり、これらと一体利用ができ、作業コストの削減が図れて適地であるとの理由から、今回の申請に至りました。土地利用計画は、</p>

		<p>建築面積138.84㎡の1棟を建築しようとするものです。この事業による取水・排水はございません。雨水は、敷地内浸透させる計画であります。資金計画は、総事業費109,017千円のうち、50,471千円を県補助金、58,546千円を自己資金で賄います。県補助金の交付決定通知書及び金融機関の残高証明書が添付されております。なお、総事業費のうち、本事業に係る施設の建設費については、13,834千円となっております。また、〇〇氏へのリース料は、年間854,280円ですが、この事業による売り上げは、年間700万円の増収を見込んでおります。周辺農地への影響でございますが、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえ現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号番号15番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号15番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号番号16番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第6号番号16番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」であり、申請の内容は許可基準に適合しているのと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>

14番	石田	<p>申請地は、先ほど議案第4号番号3番とおなじです。</p> <p>申請地は、周囲を田、水路及び菌床シイタケ栽培施設に囲まれた土地です。本申請は、塩野谷農業協同組合が、県の補助事業である「平成29年度農林・林業再生基盤づくり交付金事業」を活用して菌床シイタケの簡易空調栽培施設を建設し、申請地の所有者であり、菌床シイタケの栽培を営む認定農業者である〇〇〇〇氏へリースするものです。申請地は、既に、〇〇氏が利用する、平成15年、17年及び平成21年に同事業により建設された菌床シイタケ栽培施設があり、これらと一体利用ができ、作業コストの削減が図れて適地であるため、今回の申請にいたしました。土地利用計画は、建築面積272.32㎡の菌床シイタケ簡易空調栽培施設4棟を建築するものです。この事業による取水・排水はございません。雨水は敷地内浸透計画となっております。資金計画は、総事業費109,017千円で、50,471千円を県補助金、58,546千円を自己資金で賄います。県補助金の交付決定通知書及び金融機関の残高証明書が添付されております。なお、総事業費のうち、本事業に係る施設の建設費については、95,183千円となっております。また、〇〇氏へのリース料は、年間5,694,840円ありますが、この事業による〇〇氏の売上は、年間4,000万円の増収を見込んでおります。周辺農地への影響でございますが、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号16番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号16番は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」を議</p>

		<p>題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	八板	<p>この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき市が定める農用地利用集積計画となります。</p> <p>平成29年度第8号公告予定年月日は平成29年11月30日です。</p> <p>計画の内容としては、利用権設定については、再設定14件、面積127,341㎡、新規10件、面積73,426㎡、うち農地地中間管理機構への権利設定は6件、面積55,795㎡、合計200,767㎡です。さくら市全体の賃借の平均額は、13,800円、物納の平均値112kg。氏家地区の賃借の平均額は、15,300円、物納の平均値は88kg。喜連川地区の賃借の平均額は、11,300円、物納の平均値は149kg。いずれも1反当たりの数字となっております。</p> <p>続きまして所有権の移転となります。栃木県農業振興公社への売渡しが1件となっております。</p> <p>(所有権移転分を朗読して説明する。)</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なし声以外ありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」承認される方、挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第7号は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第8号「さくら市農業者年金加入推進員設置要綱について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>本案件は、農業者年金制度の普及促進及び未加入者の加入促進を図るため、農業者年金加入推進員を設置するものであります。</p> <p>農業者年金業務については、農業委員会等に関する法律第6条第1項で、その他の法令に基づく業務として位置付けられており、これまでも農業委員会の義務的業務として実施してまいりま</p>

したが、組織的な推進活動を進めるとともに報奨金の支給等について制度化することで、さらなる農業者年金制度への加入推進活動を促進しようとするものでございます。要綱の内容でございますが、第1条及び第2条で、推進員の設置の目的及び活動内容について謳っております。農業者年金制度の加入促進を図るため、農業者年金加入推進員を設置し、制度の普及啓発活動や未加入者宅への個別訪問等を行うこととしております。

次に、推進員は、第3条で農業委員及び農地利用最適化推進員をもって充てることとし、第4条で、そのリーダーとなる農業者年金加入推進部長として、農業委員会会長及び会長職務代理を充て、加入推進部長を中心に組織的に推進活動を行うものとしております。

次に、推進活動についてでございますが、第5条で、年間を通じて推進活動に努めることとし、第6条の各号に掲げる推進活動を行ったときは、報奨金を支給することとしております。報奨金については、第7条で、第6条第1項に規定する年度中に1回以上の推進活動を行ったときは3,000円、第6条第2項に規定する年度中に1件以上の加入実績を上げたときは、1件につき5,000円を支給することとしております。また、第7条による報奨金の支給を受けようとするときは、別紙様式により会長あて活動の実施結果について報告を行っていただくこととなります。なお、施行日は、本日定例総会において承認の上、実施することとします。以上です。

議長 中山

それでは質疑に入ります。

**【異議なしの声あり】**

議長 中山

異議なしの声以外ないので、採決に入ります。

議案第8条「さくら市農業者年金加入推進員設置要綱の制定について」を承認される方、挙手を願います。

**【全員挙手】**

議長 中山

全員挙手ですので、議案第8条は原案どおり承認されました。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から6番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から9番はお目通しを願

事務局 和氣

ます。

次の、報告第3号「行政手続法第36条の3に基づく行政処分の申し出について」を事務局から報告願います。

本日お配りいたしました資料「行政処分の申出書」をご覧ください。平成29年10月25日付けで、〇〇〇〇〇同盟代表〇〇〇〇氏外1名から、農業委員会あてに行政手続法第36条の3に基づく行政処分の申し出がございましたので、報告いたします。まず初めに、行政手続法についてご説明をさせていただきます。

行政手続法は、行政処分や行政指導など、行政が一定の活動をするに当たって守るべきルールを定めた法律になります。この法律は、平成27年4月1日に改正され、国民の権利利益の保護のさらなる充実を図る観点から、「処分等の求め」や「行政指導の中止等の求め」などの新たな仕組みが設けられたところがあります。この「処分等の求め」がどのような制度かといいますと、国民が法令に違反する事実を発見した場合に、行政機関に対し、それを是正するための処分や行政指導を求めることができる仕組みとなります。この申し出を受け行政機関は、必要な調査を行い、調査の結果、違反する事実があったときはその処分または行政指導を行うこととなります。以上が行政手続法の概要です。

この度の申し出でございますが、〇〇〇市〇〇の〇〇地区で畜産業を営む〇〇〇〇〇〇に対して、その畜舎等からの排出される悪臭等の被害を訴える周辺地域住民を中心とした市民団体からの申し出になります。申し出の内容は、2点ございまして、1点目の「審査請求に係る処分の内容について」ですが、情報公開条例に基づき過去に〇〇〇〇又はその代表である〇〇〇〇氏が行った農地転用許可申請の内容について情報公開請求があったものであり、こちらについては既に開示が済んでおりますので、省略させていただきます。

2点目の、行政手続法第36条の3に基づく法令違反を発見是正のための処分であります。具体的には、2点ございまして、1点目は、転用許可を受けて建築した堆肥舎について、転用許可申請にある建築予定面積と実際に建築されている建物の面積が違うというもの。2点目は、農地法に違反している、あるいは農業委員会が行った許可処分に誤りがあったのではないかとということで、是正のための処分を行って欲しいというものでございます。本件につきましては、現在、事務局において調査中ではございますが、今後農地法に違反していることが判明した場合には、

議長

中山

農業委員の皆様におかれましても違反転用の是正に必要な指導を行っていただくこととなりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。以上です。

本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちまして、さくら市農業委員会11月定例総会を閉会いたします。

(午後4時20分閉会)